

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

奈良県公安委員会

委員長 向 井 利 明

#### 奈良県公安委員会規則第4号

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

奈良県道路交通法施行細則（昭和48年12月奈良県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第13条第1号ア(オ)を同号ア(カ)とし、同号ア(キ)の次に次のように加える。

(カ) タンデム車（2人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。）に運転者以外の者1人を乗車させる場合

#### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。